

21 世紀金融行動原則最優良取組事例選定委員会 設置要綱（2025 年度）

1 目的

21 世紀金融行動原則に沿った署名機関の優れた取組を表彰することで署名機関の一層の取組促進を図るため最優良取組事例の選定を実施することを目的として、21 世紀金融行動原則運営委員会の下に、「最優良取組事例選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の事務

選定委員会は、「21 世紀金融行動原則最優良取組事例 2025 年度応募要項」に基づいて応募者から提出された取組事例のうち、行動原則の理念を踏まえた最も優良な取組事例（最優良取組事例）を選定する。

3 選定委員会の構成

選定委員会の構成は、以下のとおりとする。

（五十音順）

小笠原 由佳／インパクト志向金融宣言事務局長代理
末吉 竹二郎／UNEP FI 特別顧問（選定委員会委員長）
藺田 綾子／株式会社クレアン 代表取締役
夫馬 賢治／株式会社ニューラル 代表取締役 CEO、信州大学 特任教授
平尾 禎秀／環境省 大臣官房 環境経済課長

4 選定委員会の開催

- （1）委員長は、2 の事務を行うために選定委員会を招集する。
- （2）委員が選定委員会に出席できない場合は、その指名する者が、その職務を代理することができるものとする。
- （3）前項の指名を行わないときは、委員は、6（1）における採点結果を事前に事務局に提出し、審議の結果を委員長に一任するものとする。

5 期間

選定委員会の設置は、2026 年 3 月末までとする。

6 選定委員会の手順

- （1）最優良取組事例を選定するときは、委員長及び委員が各自で応募書類を審査し、選考基準に基づいて採点を行った後、選定委員会において採点結果等の審議を行うものとする。
- （2）上記記載の審議を行った後、委員長は、選定委員会における最終決定を行うものとする。
- （3）（1）の選定対象となる事例は、事務局による第一次審査により選定された事例とする。

7 選定内容等の公表及び非公表

- （1）選定結果及び主要な選定理由については、公表する。
- （2）委員が付した個別の採点内容は、非公表とする。
- （3）選定に用いる書類一式、議事録及び議事要旨は、原則非公表とする。

8 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、21 世紀金融行動原則共同運営委員長が別に定めるものとする。